

課 審 5 - 2  
令和4年2月3日

山中 理司 様

国税庁長官 大鹿 行宏



裁決書の謄本の送付について（通知）

令和3年5月28日にされた審査請求について裁決をしたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

なお、原処分又は裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、原処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、原処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 裁 決 書

### 審査請求人

住 所 大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階  
林弘法律事務所  
氏 名 山中 理司

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年5月24日付課審5-1により国税庁長官（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下、「原処分」という。）に対し、上記審査請求人から令和3年5月28日にされた審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 不服の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁が行った原処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである（資料については省略）。

国税庁がスルガ銀行・スマートデイズ被害弁護団（以下、「特定団体」という。）との間で行った、債務免除益課税の回避に関する協議の内容及び結果については、納税者に対して弁護士法23条に基づく守秘義務を負っている代理人弁護士によって相当部分が公表されている（資料1）ことからすれば、本件開示請求文書の存否までもが不開示情報であるとではいえない。

## 裁決の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「国税庁が特定団体との間で行った、債務免除益課税の回避に関する協議の内容及び結果が書いてある文書」(以下「本件対象文書」という。)の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条6号柱書きに定める不開示情報を開示することになるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

(1) 本件開示請求の対象とされている本件対象文書は、国税庁が特定団体との間で行った、同団体に係る債務免除益課税の回避に関する協議内容等が記載されている文書であるところ、本件対象文書の存否を答えることは、国税庁と同団体とが同団体に係る債務免除益課税の回避という個別の取引等に係る税務上の取扱いを協議した事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

(2) 国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っており、税務行政を適正かつ円滑に運営するために重要な役割を果たしていると認められる。

これを前提とすれば、本件において特定団体の代理人弁護士により相当部分が公表されている旨の審査請求人の主張を踏まえても、本件存否情報を公にした場合、国税当局が協議(税務相談)を行った納税者の情報を明らかにすることとなるため、納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者が税務相談を行うことをちゅうちょし、ひいては、納税者の自発的な納税義務の履行の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に支障を来すことになることから、本件存否情報を公にすると税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(3) したがって、本件存否情報は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当することとなるため、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報が法5条6号柱書きに該当するとしてその存否を明らかにしないで行つ

た原処分については、当該情報は同号柱書きに該当するものと認められるので、妥当である。

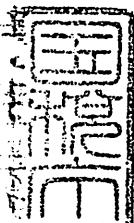
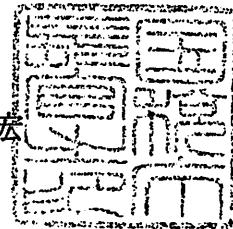
## 5 結論

主文のとおり裁決する。

なお、本件については、情報公開・個人情報保護審査会から、令和4年1月6日付令和3年度（行情）答申第440号により、本裁決と同趣旨の答申を得ている。

令和4年2月3日

国税庁長官 大鹿 行宏



この謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和4年2月3日

国税庁長官 大鹿 行宏

